

2019年6月7日

株主各位

富山県富山市下大久保3158番地
北陸電気工業株式会社
代表取締役社長 多田守男

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 富山市堤町通り1丁目4番3号
野村證券株式会社富山支店5階ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項
報告事項 (1)第85期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容
容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
(2)第85期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.hdk.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査した対象の一部であります。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
 - ◎ 招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.hdk.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の世界経済は、米国では個人消費を中心に拡大基調が続きましたが、中国では投資および個人消費が減速基調となり、欧州でも減速がみられました。

わが国におきましては、設備投資や個人消費を主体に緩やかな回復基調で推移しましたが、海外経済の弱含みにより、不透明感が漂ってきました。

そのような環境下、エレクトロニクス市場におきましては、自動車の電子化が進展したことから、電子部品需要は汎用部品を主体に拡大しましたが、秋口より、情報通信機器需要の停滞感が強まってきました。

こうした状況のなかで、当社グループ（当社および連結子会社）におきましては、拡販を図る一方、引続き生産効率の改善に努めました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は、各品種総じて受注が増加したことから、売上高は45,034百万円（前期比+2.8%）、営業利益1,344百万円（同+5.1%）となり、米ドル高円安シフトに伴い為替差益236百万円を営業外収益に計上したことから、経常利益は1,564百万円（同+67.7%）となりました。

また、米国における集団民事訴訟の和解契約締結に伴い、訴訟和解金339百万円を特別損失に計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は、776百万円（同△29.5%）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

① 電子部品

電子部品は、自動車向け需要の拡大を背景に、モジュール製品、抵抗器など各品種総じて受注が増加したことから、売上高43,934百万円（前期比+2.6%）、営業利益2,288百万円（同+4.1%）となりました。

② 金型・機械設備

金型・機械設備は、金型受注がアミューズメント向けに振るわなかったものの、機械設備の売上が増加し、売上高653百万円（同+5.1%）、営業利益42百万円（同+3.5%）となりました。

③ その他

その他は、商品仕入及び不動産業等にかかる事業であり、売上高は446百万円（同+21.4%）となり、営業利益は104百万円（同+18.5%）となりました。

事業別	売上高	生産高
電子部品	43,934百万円	43,182百万円
金型・機械設備	653	526
その他	446	—
合計	45,034	43,708

(注) 1. 各セグメント(事業)の主要な製品または業種は(7)主要な事業内容に記載しております。
2. 売上高は外部顧客に対する売上高を記載しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、チップ抵抗器等の増産のための機械装置を主体に行い、全体では1,223百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

自動車電子化の進展、機器の高機能化、IoTなど技術革新が進む市場の変化に対応した取組みに努め、収益性の向上と財務体質の強化を図ってまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	第82期 2015年度	第83期 2016年度	第84期 2017年度	第85期(当期) 2018年度
(連結経営指標)					
売上高	(百万円)	40,917	36,470	43,805	45,034
経常利益	(百万円)	624	180	933	1,564
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	182	111	1,101	776
1株当たり当期純利益	(円. 銭)	21.80	13.27	131.46	92.70
総資産額	(百万円)	35,808	35,643	40,640	40,491
純資産額	(百万円)	12,312	11,491	12,616	12,641
1株当たり純資産額	(円. 銭)	1,468.94	1,371.46	1,506.15	1,508.33
(個別経営指標)					
売上高	(百万円)	32,082	29,342	34,004	34,501
経常利益	(百万円)	290	0	533	1,157
当期純利益	(百万円)	81	118	648	642
1株当たり当期純利益	(円. 銭)	9.74	14.09	77.38	76.68
総資産額	(百万円)	30,167	31,830	33,942	34,942
純資産額	(百万円)	11,484	11,421	11,720	11,939
1株当たり純資産額	(円. 銭)	1,370.09	1,363.12	1,399.16	1,425.44

- (注) 1. 2017年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これに伴い、第82期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第85期の期首から適用しており、第82期から第84期の総資産額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な子会社の状況 (2019年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出資比率	主要な事業内容
北陸興産(株)	80百万円	100%	不動産の賃貸および保険代理業
朝日電子(株)	50百万円	100%	チップ抵抗器の製造
ダイワ電機精工(株)	80百万円	90%	金型の製造販売
HDKマイクロデバイス(株)	450百万円	100%	モジュール製品の製造
北電マレーシア(株)	125百万M\$	100%	回路基板の製造販売
上海北陸微電子(有)	27百万US\$	100%	モジュール製品の製造販売
北陸電気(広東)(有)	6百万US\$	100%	抵抗器の製造
天津北陸電気(有)	4百万US\$	100%	電子デバイスの製造
北陸(上海)国際貿易(有)	4百万US\$	100%	電子部品の販売
北陸シンガポール(株)	13百万S\$	100%	電子部品の販売

- (注) 北電マレーシア(株)、上海北陸微電子(有)の当社の出資比率のうち、間接所有分はそれぞれ、21%、70%であります。

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品または業種
電子部品	抵抗器、モジュール製品、電子デバイス、その他の電子部品
金型・機械設備	金型製造業、機械製造業
その他	非直線素子の仕入販売、不動産賃貸業、保険代理業

(8) 主要な営業所および工場 (2019年3月31日現在)

名称	所在地	名称	所在地
本社	富山県富山市	機構部品工場	富山県富山市
東京営業所	東京都品川区	高周波部品工場	〃
大阪営業所	大阪府枚方市	PRC工場	富山県立山町
北関東営業所	埼玉県熊谷市	楡原工場	富山県富山市
静岡営業所	静岡県静岡市	圧電工場	〃
北陸営業所	富山県富山市	HDKマイクロデバイス(株)	〃
名古屋営業所	愛知県名古屋市	朝日電子(株)本社工場	富山県朝日町
北陸興産(株)本社営業所	富山県富山市	野村エンジニアリング(株)	神奈川県大和市
皮膜工場	〃	北電マレーシア(株)本社工場	マレーシアジョホール州
		上海北陸微電子(有)本社工場	中国上海市

(注) 上記の他、販売子会社をアメリカ、シンガポール、中国、タイ、香港に、製造子会社を中国、タイに有しております。

(9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減数
2,169名	7名増

(10) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社北陸銀行	4,543百万円
株式会社北國銀行	1,766
株式会社みずほ銀行	1,721
株式会社三菱UFJ銀行	1,352
株式会社富山銀行	1,287
株式会社日本政策投資銀行	1,280

2. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 25,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,250,099株 (うち自己株式874,133株)
- (3) 株主数 8,220名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
北 電 工 取 引 先 持 株 会	356千株	4.26%
株 式 会 社 北 陸 銀 行	331	3.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	290	3.46
北 電 工 従 業 員 持 株 会	272	3.26
株 式 会 社 北 國 銀 行	218	2.61
前 田 建 設 工 業 株 式 会 社	164	1.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	153	1.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	146	1.75
株 式 会 社 富 山 銀 行	139	1.67
コ ー セ ル 株 式 会 社	112	1.34

- (注) 1. 当社は自己株式874千株を所有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（874千株）を除いて計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2019年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	つ 津 田 信 治	
代表取締役社長	た 多 田 守 男	
常務取締役	たに 谷 川 聡	当社開発本部長
常務取締役	しも 下 坂 立 正	当社管理本部長 北陸興産㈱代表取締役
取締役	お 小 川 明 夫	当社開発本部コアテクノロジー開発部長
取締役	の 野 口 高 広	当社営業本部長
取締役（監査等委員・常勤）	かん 神 田 充	
取締役（監査等委員）	さか 坂 本 重 一	坂本重一税理士事務所所長 中村留精密工業㈱社外監査役 伏木海陸運送㈱社外監査役
取締役（監査等委員）	きた の 北之園 雅 章	桜川綜合法律事務所弁護士
取締役（監査等委員）	みや 宮 本 雅 憲	

- (注) 1. 2018年6月28日付けで取締役の地位を次のとおり変更しております。
- ・津田信治氏は、代表取締役社長から代表取締役会長に就任いたしました。
 - ・多田守男氏は、常務取締役から代表取締役社長に就任いたしました。
 - ・谷川 聡氏、下坂立正氏は、取締役から常務取締役に就任いたしました。
2. 取締役（監査等委員）坂本重一氏、北之園雅章氏および宮本雅憲氏は社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）坂本重一氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）北之園雅章氏は、弁護士の資格を有しております。
5. 取締役（監査等委員）宮本雅憲氏は、長年金融機関に勤務し要職に携わってきた経歴から、金融および経済に関して相当程度の知見を有しております。
6. 監査等委員会の情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、神田 充氏を常勤の監査等委員として選定しております。
7. 取締役（監査等委員）坂本重一氏および北之園雅章氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(2) 取締役の報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 （－）	96百万円 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （ 3名）	29百万円 （14百万円）
合 計 （うち社外取締役）	10名 （ 3名）	125百万円 （14百万円）

- （注） 1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第83回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第83回定時株主総会において年額45百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 - ・ 取締役（監査等委員）坂本重一氏は、坂本重一税理士事務所所長、ならびに中村留精密工業(株)および伏木海陸運送(株)の社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役 (監査等委員)	坂 本 重 一	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また監査等委員会14回の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	北之園雅章	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に、また監査等委員会14回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	宮 本 雅 憲	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また監査等委員会14回の全てに出席し、他社での経営の経験を活かし、経営から独立した客観的、中立的な立場から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	27百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①当社が支払うべき報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意致しました。
3. 当社の重要な子会社のうち、北電マレーシア(株)、上海北陸微電子(有)、北陸電気(広東)(有)、天津北陸電気(有)、北陸(上海)国際貿易(有)、北陸シンガポール(株)は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、法令の定めに基づき相当の事由が生じた場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査等委員会が当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出致します。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した事項の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 「北陸電気工業グループ行動憲章」を定めコンプライアンス体制の整備および維持を図る。
日本語、英語、中国語で作成して当社海外子会社にも配布、当社グループの役員および従業員に対して遵守することを求める。内部監査部門として業務監査部を設置し、内部統制システムが有効に機能していることを書類監査および現地監査で確認する。
 - (b) 法令違反その他のコンプライアンスに関する従業員からの相談窓口を総務部、労働組合、顧問弁護士等に設置する。
 - (c) 業務監査部は、監査等委員会と連携を図り当社グループ全体の監査を行い法令遵守体制および社内報告体制の運用に問題があると認めるときは、被監査部門のみならず本社関係部門並びに代表取締役および監査等委員会に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (a) 取締役会の議事録、稟議書、報告書その他取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規定」「情報セキュリティ規定」等に基づき適切に保存および管理する。
 - (b) 前項の情報は、取締役会による取締役の職務執行の監督または監査等委員会による取締役の職務執行の監査および監督にあたり必要と認めるときは、いつでも閲覧することができる。
- ③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - (a) 「リスク管理規定」および「緊急事態対応規定」を定め、事業に伴う各種のリスクを想定し、管理責任者を決定し同規定に従ったリスク管理体制を構築する。「事業継続計画」を定め、危険発生に対して速やかな事業継続体制を整備する。損失の危険が大きい場合は、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム

および顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損失の拡大を防止しこれを最小限に留める体制を整える。加えて、事後の再発防止策の策定も行う。

- (b) 子会社に係る各種リスクの把握、分析、対応策を検討するとともに、当社担当部門と連絡・連携し、リスクの予防と発生した場合の対処につき整備し運用する。
- ④ 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 当社グループ経営方針に基づき、事業本部、営業本部および子会社が策定した年度計画を審議し、年度予算を決定する。
 - (b) 取締役等の職務権限と担当業務を、「取締役会規則」、「組織規定」、「業務分掌規定」、「職務権限規定」等に基づき明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保する。子会社においても職務権限と担当業務を明確にして、事業本部、営業本部と連携のうえ職務の執行をする。
 - (c) 執行役員制度を導入し業務執行責任を明確にするとともに、取締役会では取締役および執行役員の業務執行状況の監督を行う。
- ⑤ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
「子会社管理規定」に基づき、各子会社は当社へ決裁申請、各種報告等を行う。また代表取締役、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、常勤監査等委員および執行役員が参加し四半期毎に開催される「トップヒアリング」に海外子会社の取締役等を必要に応じて招聘し業務執行状況その他経営上の問題の報告を受ける。国内子会社の取締役等は、取締役会、経営戦略会議、およびその他の重要な会議に参加して事業執行状況や問題等を当社に報告をする。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、業務監査部に所属する使用人に職務を補助することを委任する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性確保に関する事項
 - (a) 業務監査部の人事・組織の変更については予め監査等委員会の同意を必要とする。
 - (b) 委任を受けた当該使用人が業務監査部の業務を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。
- ⑧ 当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）等および使用人が当社監査等委員会に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (a) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）等および使用人は、監査等委員会から業務に関して報告を求められた場合は遅滞なく報告する。また、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項を知った場合は監査等委員会に遅滞なく報告する。
 - (b) 「苦情、相談、通報処理規定」を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査等委員会等への適切な報告

体制を確保する。

- (c) 監査等委員会に報告を行った者に当該報告を行ったことを原因として不利な取扱をすることを禁止する。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求があった場合には当該請求にかかる費用が監査等委員の職務の執行に必要なと明らかに認められる場合を除きこれに応じる。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査等委員が経営戦略会議や取締役会その他重要な会議に出席する等、経営課題や業務運営上の重要課題について代表取締役、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員等と意見交換を行う機会を確保する。
 - (b) 監査等委員会は、業務監査部から内部監査の報告を受けるとともに、代表取締役と協議のうえで特定の事項について経理部門その他当社各部門に監査への協力を依頼することができる。
 - (c) 監査等委員会は、定期的に会計監査人および業務監査部と意見交換を行い、連携の強化を図る。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制について
 - (a) 財務報告を適正に行うため、規定および手順等を定め財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
 - (b) ガバナンス室は財務報告に係る内部統制に対して定期的に監査を行い、内部統制の有効性について評価し、是正や改善の必要があるときは、速やかに代表取締役および監査等委員会に報告するとともに当該部門はその対策を講じる。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方およびその整備状況について
 - (a) 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては毅然として対応する。
 - (b) 反社会的勢力排除に向けては、本社総務部門を対応部署と定め、警察や外部専門機関との連絡体制を構築し、情報の収集を行う。行動規範、マニュアル等を作成し社内連絡体制を周知徹底する。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社は、当社グループの行動規範として「北陸電気工業グループ行動憲章」を定め、役員および従業員が社会的責任を自覚し誠実かつ倫理的な事業活動を推進するよう徹底しております。

また、当社および当社グループ各社に対し、内部統制システム全般の整備・運用状況について業務監査部が定期的にモニタリングし、内部統制が有効かつ継続的に機能

するよう、必要な是正・改善を進めております。

② リスク管理

「リスク管理規定」に基づき、リスク管理委員会を開催し、子会社を含めた各種リスクに対して的確な管理活動を推進するとともに、活動状況について取締役会への報告を行っております。

③ 取締役等の職務執行

月1回程度の定例取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行うほか、幹部社員が出席する経営戦略会議やトップヒアリングを開催し、当社グループの経営方針を含めた様々な議論を通じ、情報の伝達等を行っており、取締役会の意思決定を補完しております。

④ 監査等委員会の監査の実効性の確保

監査等委員は当社取締役会に加え、経営戦略会議等の重要な会議に出席しております。また、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人との意見交換を行い、内部統制の整備・運用状況を確認しております。また、会計監査人および業務監査部との双方向の情報交換や、当社代表取締役との定期的な面談を行っております。

7. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社グループの企業価値の根源および当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上していくことを可能とする者であると考えております。

もとより、当社は、大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、その具体的な条件・方法等によっては、必ずしも当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものではないと考えており、かかる買付けを一律に否定するものではありません。また、これを受入れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的には個々の株主の皆様の自由な意思に委ねられるべきものと考えております。

大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。しかしながら、近時の、わが国の資本市場においては、買収内容を判断するために必要な合理的な情報・期間や、企業買収の対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意形成のプロセスを経ることなく、突如として一方的に大規模買付行為を強行するといった動きがなされる可能性も決して否定できません。

大規模買付行為の中には、株主の皆様に対して当該大規模買付けに関する十分な情報が提供されず株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大規模買付けの条件・方法等の検討を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないものなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為もないとはいえません。

このような当社グループの企業価値または株主共同の利益に資さない大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社は、このような者による大規模買付行為に対しては、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、当社の取締役会としての責務であると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

① 当社グループの事業運営の基本的な考え方

当社グループは、「誠実をもって仕事に励む」「責任を自覚しお互いに協力する」「良い製品をつくり社会の発展につくす」という創業以来のものづくりの精神に基づき、時代のニーズ、また、お客様の要求に適合した製品を開発・提供することにより、当社グループの企業価値を安定的かつ継続的に向上させていくことが株主共同の利益の実現に資するものと考え、経営に取組んでおります。

加えまして、経営の透明性、公平性を高め、株主の皆様をはじめ当社グループのお取引先・仕入先・金融機関・従業員・地域社会等のステークホルダーとの良好な信頼関係を築き、長期的かつ安定的な収益の確保をはかり、企業価値を高めることにより社会的使命を果たすよう努めております。

② 重点施策等

(a) 重点施策

市場における需要構造の変化を大きなチャンスととらえ、当社が創業以来培ってきた要素技術、薄膜技術、実装・回路設計技術、MEMS技術、無線技術等を活かし、お客様のニーズに応え、更には創造提案できる商品の開発を機動的に実行し、市場投入することで収益拡大を推し進めてまいります。

自動車電装化の進展、機器の高機能化、IoTなど技術革新が進む市場の変化に対応した取組みに努めてまいります。

また、アライアンス等を有効活用することにより相互補完を行い、お客様が求める製品を迅速、効率的、かつ機動的に提供することで収益拡大をはかってまいります。

(b) 生産体制の強化

2015年より会社全体の『見える化』を推進しており、事業体の状況をリアルタイムに、かつ一元的に把握・管理・共有することで、事前対処や未然防止策を講じることのできる体制の構築を推進しております。これをツールとして有効活

用し、全社展開・定着化させることで生産体制の強化をはかり、お客様が求める品質・コスト・納期・サービスを提供することで収益を拡大してまいります。

(c) 人財の強化・育成

当社グループでは、企業の持続的な成長を図るうえで「企業は人なり」の言葉通り、人材を「人財」ととらえ、一人一人の個性を大切に、安全で働きやすい職場環境の維持・向上に努め、多様な人財が安心して活き活きと活躍できる環境づくりに取り組んでおります。

(d) 企業価値を高め、社会的な使命を果たす

持続的な収益力向上に加え、技術力、取引先との良好な信頼関係、人的資産等を企業力の根源と認識し、多様なステークホルダーに対する適正な還元を通じて、企業としての社会的な使命を果たします。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な課題のひとつとして位置付け安定的配当および財務体質の強化を勘案しながら自己株式の取得など積極的に取り組んでまいりました。

また、当社は、中・長期的展望に立って経営資源の拡充に努め、重点施策の実現を目指し、透明感をもった経営を実践することにより、企業価値の最大化にグループをあげて取り組んでまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、2008年6月27日開催の当社第74回定時株主総会において、当社の株式の大規模買付行為に関する対応策を導入し、その後、当社定時株主総会において、当該対応策を一部変更したうえで継続することについて、株主の皆様のご承認を頂いております。現在の当社の株式の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本施策」といいます。）の有効期限は、2020年6月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までであります。

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）を対象とし、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主および当社取締役会による判断のための情報提供と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与を要請し、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として、その発動の要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました。本施策にもとづき大規模買付対抗措置を発動するか否かは、最終的には当社取締役会により決定されますが、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、当社

の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役または社外有識者から構成される独立委員会を設置し、その意見を最大限尊重することといたしました。

なお、本施策の詳細につきましては、当社ホームページに掲載の2017年4月27日付発表資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続のお知らせ」をご覧ください。

(3) 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

① 基本方針の実現に資する取組み（上記(2)①②の取組み）について

上記(2)①②に記載した企業価値向上のための取組みは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。したがって、これらの取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記(2)③の取組み）について

本施策は、上記(2)③および当社ホームページに掲載の2017年4月27日付発表資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続のお知らせ」に記載のとおり、その内容において、当社の基本方針に沿うものであり、かつ、当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するための工夫がなされ、さらに、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上の目的をもって継続されるものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、期末配当金につきましては、財務基盤の強化と株主の皆様への利益還元を両立すべく、業績、当社グループを取り巻く環境、将来の事業展開に備えた内部留保および安定配当の維持を総合的に勘案することを基本方針としております。

配当金の決定機関は、法令に別段の定めが有る場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨、定款に定めております。

当事業年度における配当につきましては、1株あたり30円00銭（普通株式30円00銭）とすることといたしました。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	27,000	流 動 負 債	16,256
現 金 及 び 預 金	5,257	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	7,601
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	13,259	短 期 借 入 金	6,575
商 品 及 び 製 品	1,443	未 払 法 人 税 等	227
仕 掛 品	2,828	賞 与 引 当 金	404
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,533	そ の 他	1,448
そ の 他	1,695	固 定 負 債	11,593
貸 倒 引 当 金	△ 16	長 期 借 入 金	5,895
固 定 資 産	13,490	リ ー ス 債 務	483
有 形 固 定 資 産	9,344	繰 延 税 金 負 債	3
建 物 及 び 構 築 物	2,585	再評価に係る繰延税金負債	327
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	3,545	退 職 給 付 に 係 る 負 債	4,754
土 地	2,921	そ の 他	128
そ の 他	292	負 債 合 計	27,850
無 形 固 定 資 産	388	(純 資 産 の 部)	
投 資 其 他 の 資 産	3,757	株 主 資 本	12,294
投 資 有 価 証 券	1,141	資 本	5,200
繰 延 税 金 資 産	1,423	資 本 剰 余 金	5,038
そ の 他	1,386	利 益 剰 余 金	3,207
貸 倒 引 当 金	△ 194	自 己 株 式	△1,152
		その他の包括利益累計額	339
		その他有価証券評価差額金	△ 7
		土 地 再 評 価 差 額 金	685
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 75
		退職給付に係る調整累計額	△ 262
		非 支 配 株 主 持 分	7
		純 資 産 合 計	12,641
資 産 合 計	40,491	負債・純資産合計	40,491

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)
(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	45,034
売 上 原 価	38,572
売 上 総 利 益	6,461
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,117
営 業 利 益	1,344
営 業 外 収 益	490
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	118
為 替 差 益	236
そ の 他	135
営 業 外 費 用	269
支 払 利 息	102
損 害 賠 償 金	74
そ の 他	92
経 常 利 益	1,564
特 別 利 益	20
固 定 資 産 売 却 益	0
保 険 解 約 返 戻 金	18
そ の 他	1
特 別 損 失	412
固 定 資 産 売 却 損	14
固 定 資 産 除 却 損	51
訴 訟 和 解 金	339
そ の 他	7
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,172
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	288
法 人 税 等 調 整 額	105
当 期 純 利 益	777
非支配株主に帰属する当期純利益	1
親会社株主に帰属する当期純利益	776

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当 期 首 残 高	5,200	5,039	2,682	△1,150	11,770
当 期 変 動 額	—	△ 0	525	△ 1	523
剰 余 金 の 配 当			△ 251		△ 251
親会社株主に帰属する当期純利益			776		776
自 己 株 式 の 取 得				△ 1	△ 1
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動		△ 0			△ 0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額(純額)					
当 期 末 残 高	5,200	5,038	3,207	△1,152	12,294

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	173	684	292	△ 303	846	—	12,616
当 期 変 動 額	△ 180	0	△ 367	40	△ 507	7	24
剰 余 金 の 配 当							△ 251
親会社株主に帰属する当期純利益							776
自 己 株 式 の 取 得							△ 1
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動							△ 0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額(純額)	△ 180	0	△ 367	40	△ 507	7	△ 499
当 期 末 残 高	△ 7	685	△ 75	△ 262	339	7	12,641

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

(ご参考)連結キャッシュ・フロー計算書(要約)

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	1,172
減価償却費	1,033
売上債権の増加額	△3,847
たな卸資産の増加額	△ 417
仕入債務の増加額	344
その他	492
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,222
投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の取得による支出	△ 887
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△ 204
その他	△ 263
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,355
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純減額	△1,163
長期借入金の純増額	253
自己株式の取得による支出	△ 1
配当金の支払額	△ 251
その他	△ 156
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,318
現金及び現金同等物に係る換算差額	64
現金及び現金同等物の減少額	△3,831
現金及び現金同等物の期首残高	7,836
現金及び現金同等物の期末残高	4,004

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	15,507	流 動 負 債	13,627
現 金 及 び 預 金	1,001	電 子 記 録 債 務	113
受 取 手 形	276	買 掛 金	5,192
売 掛 金	10,235	短 期 借 入 金	5,957
商 品 及 び 製 品	193	未 払 法 人 税 等	77
仕 掛 品	574	未 払 金	1,708
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	7	賞 与 引 当 金	246
未 収 入 金	1,511	そ の 他	332
そ の 他	1,706	固 定 負 債	9,375
固 定 資 産	19,434	長 期 借 入 金	5,510
有 形 固 定 資 産	5,165	再評価に係る繰延税金負債	327
建 物	1,150	退 職 給 付 引 当 金	3,380
構 築 物	70	そ の 他	157
機 械 及 び 装 置	1,731	負 債 合 計	23,002
車 両 運 搬 具	5	(純 資 産 の 部)	
工 具、器 具 及 び 備 品	170	株 主 資 本	11,559
土 地	2,035	資 本 金	5,200
建 設 仮 勘 定	0	資 本 剰 余 金	5,108
無 形 固 定 資 産	172	資 本 準 備 金	462
投 資 其 他 の 資 産	14,096	そ の 他 資 本 剰 余 金	4,645
投 資 有 価 証 券	1,049	利 益 剰 余 金	2,403
関 係 会 社 株 式	10,571	利 益 準 備 金	324
長 期 貸 付 金	664	そ の 他 利 益 剰 余 金	
繰 延 税 金 資 産	1,190	繰 越 利 益 剰 余 金	2,078
そ の 他	1,010	自 己 株 式	△1,152
貸 倒 引 当 金	△ 389	評 価・換 算 差 額 等	379
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 13
		土 地 再 評 価 差 額 金	393
		純 資 産 合 計	11,939
資 産 合 計	34,942	負 債・純 資 産 合 計	34,942

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)
(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	34,501
売 上 原 価	30,777
売 上 総 利 益	3,723
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,117
営 業 利 益	606
営 業 外 収 益	940
受 取 利 息 及 び 配 当 金	434
設 備 賃 貸 料	273
為 替 差 益	211
そ の 他	20
営 業 外 費 用	389
支 払 利 息	56
貸 与 資 産 減 価 償 却 費	166
損 害 賠 償 金	50
そ の 他	115
経 常 利 益	1,157
特 別 利 益	19
固 定 資 産 売 却 益	0
保 険 解 約 返 戻 金	18
特 別 損 失	387
固 定 資 産 売 却 損	3
固 定 資 産 除 却 損	36
訴 訟 和 解 金	339
そ の 他	7
税 引 前 当 期 純 利 益	789
法人税、住民税及び事業税	117
法 人 税 等 調 整 額	29
当 期 純 利 益	642

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	利 益 準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	5,200	462	4,645	299	1,713	△1,150	11,169
当 期 変 動 額	—	—	—	25	365	△ 1	389
剰 余 金 の 配 当				25	△ 276		△ 251
当 期 純 利 益					642		642
自 己 株 式 の 取 得						△ 1	△ 1
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額(純額)							
当 期 末 残 高	5,200	462	4,645	324	2,078	△1,152	11,559

	評価・換算差額等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有価証券 評価 差 額 金	土 地 再評価 差額金	評価・換 算差額等 合 計	
当 期 首 残 高	157	393	550	11,720
当 期 変 動 額	△ 171	0	△ 171	218
剰 余 金 の 配 当				△ 251
当 期 純 利 益				642
自 己 株 式 の 取 得				△ 1
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額(純額)	△ 171	0	△ 171	△ 171
当 期 末 残 高	△ 13	393	379	11,939

(注) 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

北陸電気工業株式会社
取締役会 御中

2019 年 5 月 22 日

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 泉 淳 一 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石 原 鉄 也 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 齋 藤 哲 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北陸電気工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北陸電気工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

北陸電気工業株式会社
取締役会 御中

2019 年 5 月 22 日

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 泉 淳 一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 原 鉄 也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 哲 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北陸電気工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第85期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他のにおける審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年（平成17年）10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月24日

北陸電気工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	神 田 充	㊞
社外監査等委員	坂 本 重 一	㊞
社外監査等委員	北之園 雅 章	㊞
社外監査等委員	宮 本 雅 憲	㊞

株主総会参考書類

議案およびその参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員は任期満了となります。

つきましては、経営体制効率化のため1名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式の数
1 【再任】	つだ しん じ 津田 信 治 (1946年3月21日)	1968年4月 当社入社 1994年6月 当社取締役生産事業本部長 2000年6月 当社常務取締役社長室長 2002年7月 当社専務取締役総合戦略室長 2003年6月 当社代表取締役専務総合戦略室長 2004年6月 当社代表取締役副社長 2006年6月 当社代表取締役社長 2018年6月 当社代表取締役会長（現任）	14,755株
		【候補者とした理由】 経営者として豊富な経験と実績を有し、グローバル化や事業改革を進めてきました。引き続きこれらの経験と知見が当社の企業価値向上に資すると判断しております。	
2 【再任】	ただ もり お 多田 守 男 (1957年11月6日)	1980年4月 当社入社 1999年7月 当社電子部品事業部 機構部品製造部長 2005年6月 当社コンポーネント事業本部長 2008年7月 当社執行役員コンポーネント事業本部長 2011年6月 当社取締役高周波部品事業本部長 2015年6月 当社取締役営業本部長 2017年6月 当社常務取締役営業本部長 2018年6月 当社代表取締役社長（現任）	10,100株
		【候補者とした理由】 当社製造・営業部門での豊富な経験と実績を有しており、2018年に代表取締役社長に就任して以来、当社の企業価値向上のためリーダーシップを発揮しております。引き続きこれらの経験と知見が当社の企業価値向上に資すると判断しております。	

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 の 数
3 【再任】	たに かわ さとし 谷 川 聡 (1958年 8 月26日)	1982年 4 月 当社入社 2002年 7 月 当社システム事業本部長 2004年 7 月 当社執行役員システム事業本部長 2006年 6 月 当社取締役システム事業本部長 2010年 8 月 当社取締役HDKマイクロデバイス(株)代表取締役社長 2013年 7 月 当社取締役アドバンストデバイス開発本部長 2017年 4 月 当社取締役開発本部長 2018年 6 月 当社常務取締役開発本部長（現任） 【候補者とした理由】 当社製造・開発部門での豊富な経験と実績を有しており、現在は開発部門全般の業務執行に携わっております。引き続きこれらの経験と知見が当社の企業価値向上に資すると判断しております。	10,000株
4 【再任】	しも さか りゅう しゅう 下 坂 立 正 (1959年12月 3 日)	1982年 4 月 (株)北陸銀行入行 2012年10月 同行監査部担当部長 2014年 7 月 当社入社 社長付部長 2014年11月 当社管理本部長 2015年 7 月 当社執行役員管理本部長 2016年 6 月 当社取締役管理本部長 2018年 6 月 当社常務取締役管理本部長（現任） (重要な兼職の状況) 北陸興産(株)代表取締役 【候補者とした理由】 管理部門での業務執行を通じ、相当程度の知識と経験を有し、現在、管理部門全般の統括業務に携わっております。引き続きこれらの経験と知見が当社の企業価値向上に資すると判断しております。	4,400株
5 【再任】	お がわ あき お 小 川 明 夫 (1956年 6 月30日)	1980年 4 月 当社入社 1999年 7 月 当社デジタル回路部品事業部長 2004年 7 月 当社執行役員高周波部品事業本部長 2013年 7 月 当社執行役員コアテクノロジー開発本部長 2014年 6 月 当社取締役コアテクノロジー開発本部長 2017年 4 月 当社取締役開発本部コアテクノロジー開発部長 (現任) 【候補者とした理由】 当社製造・開発部門での豊富な経験と実績を有しており、現在はコアテクノロジー開発部門の業務執行に携わっております。引き続きこれらの経験と知見が当社の企業価値向上に資すると判断しております。	6,900株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役の選任についての監査等委員会の意見の概要は以下のとおりです。
- 監査等委員会は、各候補者の資質や業務状況、取締役会の監督機能の実効性および企業価値の向上等の観点から検討を行いました。その結果、各候補者を取締役を選任することが適切であると判断致しました。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役4名全員は任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 の 数
1 【新任】	やま した すす 山 下 進 (1958年5月30日)	1982年4月 当社入社 2009年3月 当社経営戦略室長 2013年7月 当社執行役員経営戦略室長（現任） 【候補者とした理由】 営業、経営戦略部門での豊富な経験と実績を有し、当社の事業に関する広範で深い知見を有しております。これらの経験、能力等が、監査等委員である取締役として当社の監査および企業価値向上に資すると判断しております。	2,109株
2 【再任】	さか もと しげ かず 坂 本 重 一 (1945年3月10日)	2000年2月 税理士資格取得 2003年7月 金沢国税局徴収部長 2004年7月 金沢国税局退職 2004年9月 坂本重一税理士事務所所長（現任） 2007年6月 当社監査役 2007年6月 中村留精密工業(株)社外監査役（現任） 2014年6月 当社取締役 2014年11月 伏木海陸運送(株)社外監査役（現任） 2017年6月 当社取締役監査等委員（現任） (重要な兼職の状況) 中村留精密工業(株)社外監査役 伏木海陸運送(株)社外監査役 【候補者とした理由】 税理士資格を持ち、見識も十分であり、当社社外役員（監査役、取締役、取締役監査等委員）としての経験から、当社の事業にも精通しております。これらの経験・能力等が、当社の監査および企業価値向上に資すると判断しております。また、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。	10,100株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式の数
3 【再任】	きたのその まさ ゆき 北之園 雅 章 (1959年8月24日)	1988年4月 弁護士登録 松尾総合法律事務所入所 1997年6月 当社監査役 2003年5月 東京あおい法律事務所代表 2009年11月 桜川総合法律事務所代表（現任） 2017年6月 当社取締役監査等委員（現任） 【候補者とした理由】 弁護士として企業法務における豊富な知見を有するとともに、永年の当社社外役員（監査役、取締役監査等委員）としての経験から、当社の事業にも精通しております。これらの経験・能力等が、当社の監査および企業価値向上に資すると判断しております。また、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。	100株
4 【新任】	きくしま さとし 菊 島 聡 史 (1958年7月27日)	1981年4月 (株)北陸銀行入行 2010年6月 同行支店部長兼ほくぎんダイレクト支店長 2014年1月 同行営業推進部長 2014年6月 同行常任監査役 2016年6月 同行常勤監査役 2017年6月 (株)ほくほくフィナンシャルグループ 取締役監査等委員（現任） 【候補者とした理由】 金融および経済における豊富な専門知識と経験を有しており、その経験、能力等が当社の監査および企業価値向上に資すると判断し、監査等委員である社外取締役候補といたしました。	—

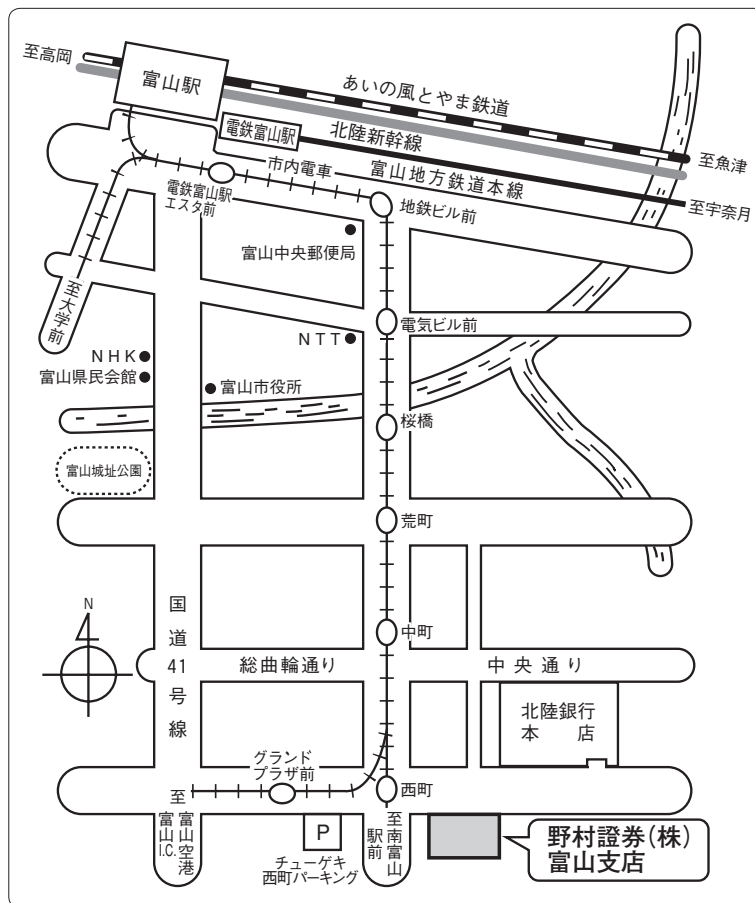
- (注) 1. 山下 進氏、菊島聡史氏は新任の候補者であります。
2. 候補者と会社との間にいずれも特別の利害関係はありません。
3. 坂本重一氏、北之園雅章氏および菊島聡史氏は社外取締役候補であります。
4. 当社は、坂本重一氏および北之園雅章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏が選任された場合は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
5. 坂本重一氏および北之園雅章氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。なお、両氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（取締役、監査役）であったことがあります。
6. 当社は、坂本重一氏、北之園雅章氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。両氏および菊島聡史氏の選任が承認可決された場合は、当社は同様の内容の契約を締結する予定であります。

株主総会会場ご案内図

野村證券(株)富山支店

富山市堤町通り1丁目4番3号

電話 富山 (076) 421-7561(代)



お車をご利用の場合は『チューゲキ西町パーキング』をご利用ください。
総会当日は受付にて申し出いただければ無料駐車券をお渡しします。
(その他の駐車場はご用意できませんので、あらかじめご了解願います。)